

松江市告示第 561 号

歳入の徴収又は収納の事務の私人への委託（令和 4 年松江市告示第 288 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 12 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

別紙表を次のように改める。

委託した歳入の種類及び事務	委託先の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地及び代表者氏名)	委託する期間
略		
松江市・島根県共同設置松江保健所における手数料の収納事務	松江市大輪町 414 番地 9 一般社団法人島根県食品衛生協会 会長 矢野 隆安	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
松江市母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の徴収及び収納事務	東京都港区芝浦三丁目 16 番 20 号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役社長 小林 英利	令和 4 年 12 月 20 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

附 則

この告示は、令和 4 年 12 月 28 日から施行する。